

外国人の方を雇い入れる際には、就労が認められるかどうかを確認してください。

外国人の方は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）で定められている在留資格の範囲内において、我が国での活動が認められています。現在、在留資格は27種類ありますが、就労の可否に着目すると次の3種類に分けられます。

(1) 在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格18種類

- ①外交、②公用、③教授、④芸術、⑤宗教、⑥報道、⑦投資・経営、⑧法律・会計業務、⑨医療、⑩研究、⑪教育、⑫技術、⑬人文知識・国際業務、⑭企業内転勤、⑮興行、⑯技能、⑰技能実習、⑱特定活動（ワーキングホリデー、EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士、ポイント制等）

なお、一般の事務所での雇用のケースが多いと考えられるものは次の4種類です。

技 術	コンピューター技師、自動車設計技師等
人文知識・国際業務	通訳、語学の指導、為替ディーラー、デザイナー等
企業内転勤	企業が海外の本店又は支店から期間を定めて受け入れる社員 (活動は、「技術」、「人文知識・国際業務」に掲げるものに限る。)
技 能	中華料理・フランス料理のコック等

(2) 原則として就労が認められない在留資格 5種類

- ①文化活動、②短期滞在、③留学、④研修、⑤家族滞在

- 「留学」及び「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方がアルバイト等の就労活動を行う場合には、地方入国管理局で資格外活動の許可を受けることが必要です。
- 資格外活動の許可を得れば、「留学」の在留資格をもって在留する外国人の方については**原則として1週28時間まで就労することが可能となります**。また、「留学」の在留資格をもって在留する外国人の方は、その方が在籍する教育機関が夏休み等の長期休業期間中については、1日8時間まで就労することが可能となります。これらの就労は包括的に許可されますが、教育機関の長期休業期間等、**具体的な許可の範囲については、「資格外活動許可書」により確認**することができます。
- また、資格外活動の許可を得れば「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方についても、**原則として1週28時間まで就労することが可能となります**。事業主の方は、これらの在留資格を有する方を雇用する際には、事前に**「旅券の資格外活動許可証印」又は「資格外活動許可書」などにより就労の可否及び就労可能な時間数を確認**して下さい。
- なお、これらの方にあっては、風俗営業等に従事することはできません。

(3) 就労活動に制限がない在留資格 4種類

- ①永住者、②日本人の配偶者等、③永住者の配偶者等、④定住者

- これらの在留資格をもって在留する外国人の方は就労活動に制限はありません。
- 「短期滞在」の在留資格により在留している日系人の方は、地方入国管理局において在留資格の変更の許可を受けないと就労できません。

不法就労に当たる外国人を雇い入れないようにお願いします。

不法就労外国人を雇用した事業主、不法就労となる外国人をあっせんした者等不法就労を助長した者は、入管法第73条の2により3年以下の懲役又は300万以下の罰金に処せられます。

【(厚生労働省)外国人の方を雇い入れる際には、就労が認められるかどうかを確認してください。】

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/anteikyoku/gairou/980908gai01.htm>